

平成23年
7月1日
から(注2)



お米の産地が わかります。

米トレーサビリティ法(注1)により、
消費者が米穀等(米や米加工品)の産地情報を
入手できるようになります。
商品の容器や包装、外食店や小売店等で、
原料米の産地がどこなのか確認できます。

小売店等で
対象となる
米・米加工品
の例

小売店等で販売されるもの



外食店等で
対象となる
米・米加工品
の例

外食店等で提供されるもの



外食店等では

お米の産地情報が知りたいときは…

小売店、
通販等では

当店は、お客様の
米を洋用しています。

産地情報に
ついては、
店員におたずね
ください。

店内に産地を
知ることができる
方法を掲示し、
店員等が説明

メニューに
産地情報を
記載

※外食店等では、米販頭のみが産地情報伝達の対象です。
産地は「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等のように表示されます。

煎餅
米使用

原料米の産地情報については
お客様相談窓口へお尋ねください。
☎0120-0000-0000

煎餅
米使用

商品の包装に
産地情報を
記載

商品の包装に
産地を知ることが
できる方法を
記載

購入カタログや
注文画面上に
産地情報を掲示

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

(注1)「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

(注2)平成23年7月1日より前に、「a.国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡された米穀」、「b.輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡された米穀、米加工品」、「c.aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品」については、産地の記録は不要です。

お問い合わせ先

中国四国農政局 鳥取農政事務所 消費流通課

(0857) 22-3199

中国四国農政局 鳥取農政事務所 地域課

(0859) 27-1721

農林水産省